

1. 「男女共同参画影響調査研究会」について

(1) 男女共同参画影響調査の検討の趣旨

政府の企画・立案、実施する施策は、女性と男性に対して異なる影響を与えるなど、男女共同参画という視点から無視し得ない影響があり得ることから、男女共同参画社会の形成を促進していくためには、施策の企画・立案、実施に際して、そのような影響を考慮することが求められている。

平成 13 年 1 月に移行が開始される新たな中央省庁体制において内閣府に置かれる男女共同参画会議は、「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査」することとなっている。

このため、男女共同参画に係る影響調査が新体制移行後速やかに実施されるよう、総理府では、有識者による「男女共同参画影響調査研究会」を平成 11 年度から開催し、同研究会において男女共同参画に係る影響調査の手法等について検討を行った。

(2) 男女共同参画影響調査研究会における調査検討事項

男女共同参画影響調査の意義・必要性

男女共同参画影響調査の方法

男女共同参画影響調査に係る体制の整備

実効性の確保

海外の事例

(3) 検討状況

平成 11 年 12 月 6 日(月)の第 1 回会合以降、月 1 回程度の割合で研究会を開催した。まず、研究協力者の専門分野に関する発表も踏まえ、男女共同参画影響調査の基本的な考え方等につき検討を行った。次に、我が国の影響調査の手法を検討する上で参考にするため、フィリピン、カナダ・国連及びオーストラリアについて海外調査を実施し、施策等についてのジェンダー分析の実施状況などについて調査を行った。その後、海外調査の結果を踏まえ、我が国における男女共同参画影響調査の手法について検討を行った。